山形県人事委員会委員長談話

令和3年10月7日

本日、人事委員会は、県議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

この勧告は、本委員会が本年4月現在で実施した民間給与実態調査の結果、国家公務員及び他の都道府県の職員の状況、生計費等の動向などを総合的に勘案し行ったものです。

本年は、月例給について、民間給与との較差が極めて小さく、ほぼ均衡していることから、改定を行わないこととしています。また、期末手当及び勤勉手当については、民間の特別給の支給状況との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き下げ、年間4.25月分とすることとしています。

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置であり、 その時々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間企業の従業員の給与の状況等を踏まえ、職員の給与水準を社会一般の情勢に適応させる機能を有するとともに、時代の変化に応じた適正な給与制度を実現するものです。

県議会及び知事におかれましては、人事委員会の給与勧告が果たしている役割について御理解いただき、この勧告どおり実施されるよう要請いたします。

職員においては、新型コロナウイルス感染症への対応が続く中、日々職務に力を尽くしているところですが、今後も、全体の奉仕者としての使命を自覚し、公務員としての倫理を高く保持しながら、公正かつ効率的な職務の遂行と行政サービスの向上に努め、県民の信頼と期待に応えられるよう要望します。

県民の皆さまにおかれましては、人事委員会が行う給与勧告の意義と、 行政の各部門において、職員がそれぞれの職務を通して県民生活の向上に 努めていることについて、深い御理解をいただきたいと思います。